

橋本市ブロック塀等の撤去・新設等に関する補助制度について

橋本市では、「安全・安心なまちづくり」を推進するため市内の住宅等にある危険なブロック塀等の撤去及び軽量の塀等の設置に係る費用の一部を助成します。

制度の期間：令和4年10月～令和7年2月までの**期間限定**です。

制度の概要

①対象となるブロック塀等

<撤去事業>

- 国道、県道、市道などの道路若しくは通学路に面しているもの
- 点検表に安全対策が必要であると評価されたもの（点検表に耐震対策が必要か状況確認してください。）
- ブロック塀等の高さが0.6m以上のもの（ブロック塀については3段積以上）

<設置事業>

- 撤去事業によりブロック塀等の撤去を行っていること。
- 軽量の塀等とは生垣、フェンス、板塀などで倒壊による事故等を防止できるもの
- 設置事業を行う部分が2項道路に面する場合は、関係機関と事前協議をすること



建築基準法第42条第2項に規定する道路とは、幅4m未満の道のうち、建築基準法に基づいて特定行政庁が指定した道路

②補助対象者

- ブロック塀等を所有する個人又は自治会等の地縁団体
- 個人にあつては、本市の市税を滞納していない者

③補助金額

<撤去事業>

- ①撤去工事費の2/3
- ②10,000円×ブロック塀等の延長×2/3
(限度額133,000円)

①②のいずれか小さい方

<設置事業>

- ①設置工事費の2/3
- ②15,000円×ブロック塀等の延長×2/3
(限度額200,000円)

①②のいずれか小さい方

※撤去事業と設置事業併せて最大で33万3千円を補助！！

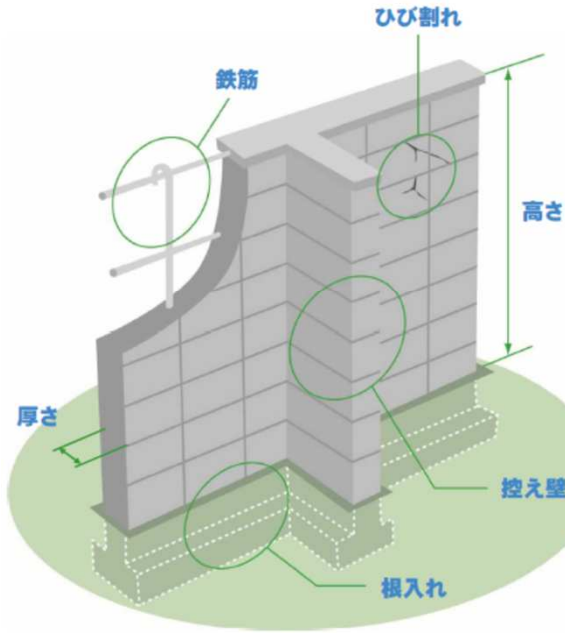
④補助対象期間

- 令和6年度：令和6年 4月1日以降に申請受付（予定）

⑤その他

- 当該年度の2月末までに工事を完了
- 交付決定通知書の発行前に契約行為を行うと補助金が受けられなくなります。
- 予算に限りがあるため、年度の途中で申請受付を終了することがあります。
ただし、当該年度で応募多数の場合は、次年度の優先対象となります

手続きの概要は裏面へ



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

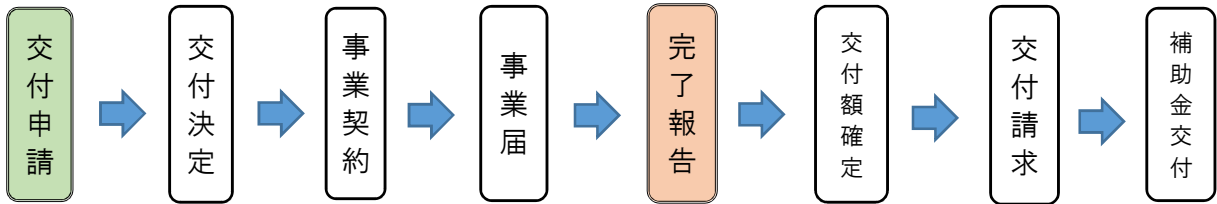
- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

申請手続きの流れ



<交付申請>

- ・補強コンクリートブロック塀の点検表(様式第1号の1)
- ・組積造(れんが造、石造、鉄筋のないコンクリートブロック造等)の点検表(様式第1号の2)
- ・橋本市ブロック塀等耐震対策事業補助金交付申請書(様式第2号)
- ・附近見取図
- ・位置図
- ・現況写真
- ・事業費見積書(原本)

どちらか

<完了報告>

- ・橋本市ブロック塀等耐震対策事業完了実績報告書(様式第7号)
- ・写真(施工前・施工中・完了後)
- ・領収書の写し

※：上記以外にも書類を求める場合があります。

問い合わせ先

橋本市 建設部 建築住宅課
TEL:0736-33-1115

橋本市ホームページにも掲載しています。
<https://city.hashimoto.lg.jp>

